

平成31年 月 日

精華町長 木村 要 様

精華町障害者基本計画策定委員会
会長 樽井 康彦

精華町第2次障害者基本計画【改定版】について（答申）（案）

本委員会は、地域福祉計画が各分野の福祉計画等の上位計画の位置づけとなり、地域共生社会の実現を図っていくことが求められる中であって、町長の求めに応じて「精華町第2次障害者基本計画」の中間見直しを行った。

全4回の熟議を通じ、自らの選択のもとで、誰もが自分らしく生活し社会参加できる地域社会づくりの一層の推進を図るための見直しを行い、ここに「精華町第2次障害者基本計画【改定版】」の案として取りまとめたところである。重々尊重の上、計画を改定されたい。

全庁的・全町的に取り組む「地域共生社会の実現」と軌を一にする計画として、以下の点について十分留意して、計画の着実な推進を図られたい。

1. 障害のある人や援助職等との対話を通じて、また、新たな技術の積極的な活用にも努めて、行政が範を示しつつ、合理的配慮の一層の拡充を図ること。
2. 障害のある人への切れ目のない支援が保たれるよう、新たな連携の開拓等を進めて、ノーマルな地域社会の営みの中で、障害のある人の「生活の場」「余暇活動の場」「働く場」の確保に努めること。
3. 町の自立支援協議会を軸に、圏域連携も図りながら、地域の福祉職場の魅力、高い支援スキルの学びが得られる環境、生活環境の豊かさなどを活かすことで、これからの福祉人材の計画的な育成と確保に努めること。